富士見市総合計画 第5次基本構想·前期基本計画 (案)

ひととまちがキラリとかがやく市民文化交流都市 ~人と人との絆と和 地域が主役のまちづくり~

第1部 序論

第1章 基	本構想策定にあたって	•••	2
第1節	これまでの歩み		2
第2節	新たな課題に向かって		3
第3節	第5次基本構想の役割		3
第4節	市民参加による計画策定		4
第 5 節	計画の構成と期間		4
第2部 第	5 次基本構想		
第1章 本	市の将来像		8
第1節	まちづくりの基本理念		8
第2節	将来都市像		9
第3節	基本目標		10
第 4 節	目標年度と人口		12
第5節	土地利用構想		13
第2章 施	策の大綱		15
第1節	施策の大綱		16
1	未来を担う子どもを育み、育ちあう人のまち		16
2	健康で生きいき、相互に支えあう人のまち		17
3	生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち	•••	19
4	にぎわいと活力をつくる人のまち	•••	20
5	安心、安全、快適な地域をつくる人のまち	•••	21
6	市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち		23
第3部 前	期基本計画		
第1章 未	来を担う子どもを育み、育ちあう人のまち		35
第1節	子育て支援の充実		36
第 2 節	子どもの教育の充実		42
第3節	青少年の健全育成支援		52
第2章 健	康で生きいき、相互に支えあう人のまち		55
第1節	健康づくりの推進		56
第2節	地域医療体制の充実	•••	62
第3節	地域福祉の充実	•••	64
第4節	高齢者福祉の充実	•••	68
第5節	障がい者福祉の充実	•••	74
第 6 節	社会保障の充実	•••	78

第3章 生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち	··· 81
第1節 人権の尊重	82
第2節 生涯にわたる学習・教育環境の充実	86
第3節 市民文化の創造	90
第4節 スポーツ・レクリエーションの推進	92
第5節 文化財の保存と活用	96
第4章 にぎわいと活力をつくる人のまち	99
第1節 農業の振興	…100
第2節 商工業の振興	…104
第3節 勤労者福祉の充実	…108
第4節 地域活性化の推進	110
第5章 安心、安全、快適な地域をつくる人のまち	…115
第1節 計画的な土地利用の推進	…116
第2節 水と緑の保全と活用	…122
第3節 循環型社会の形成と生活環境の保全	…126
第4節 市街地の整備	…132
第5節 道路・交通環境の整備	…136
第6節 上下水道の整備	···144
第7節 防災・防犯対策の充実	···148
第8節 消費生活・市民相談の充実	…154
第6章 市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち	…157
第1節 市民自治の推進	···158
第2節 計画的な総合行政の推進	…164
第3節 健全な財政運営	…168
第4節 広域行政の推進	…172
第4部 資料	175
用語解説	176

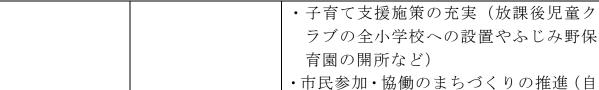
第1部 序論

第1章 基本構想策定にあたって

第1節 これまでの歩み

昭和47年に市になって以来、4次にわたって市政の基本方針である基本構想を定め、計画的にまちづくりを進めてきました。

	的によりつくりを進 -	
基本構想	将来都市像	主な取組み
第1次基本構想	明るい豊かな生	・人口急増(宅地開発の急増)
昭和47年度	活、文化的な機能	・都市基盤整備の推進(針ヶ谷特定土地
~昭和56年度	を持った住宅都市	区画整理事業開始など)
	の建設	・教育、福祉施設の整備(小・中・養護
		学校、保育所、みずほ学園、健康増進
		センター、老人福祉センターの整備)
第2次基本構想	住宅と産業の調和	・均衡ある発展に向けて、竹ノ内工業団
昭和57年度	した緑あふれる文	地の整備推進
~平成2年度	化都市	・市域のほぼ中心部をコミュニティパー
		クとして公共施設の整備を推進(市民
		総合体育館の建設)
		・教育ゾーンの整備(養護学校の教育ゾ
		ーンへの移転)
		・都市基盤整備の推進(勝瀬原特定土地
		区画整理事業開始など)
		・コミュニティセンター2 館開館
第3次基本構想	ふれあいと生きが	・都市基盤整備の推進(鶴瀬駅西口及び
平成3年度	いのある生活都市	東口区画整理事業開始)
~平成 12 年度		・歴史や自然条件を活かした公園整備の
		推進(水子貝塚公園、難波田城公園、
		山崎公園)
		・中央図書館の開館
第 4 次基本構想	一人と自然-	・土地区画整理事業など都市基盤整備の
平成 13 年度	ふれあいと思いや	推進と市の都市軸である鶴瀬駅東通線
~平成 22 年度	りあふれる生活環	の開通(駅付近を除く)
	境都市	・火葬場斎場の整備
		・公園整備の推進(文化の杜公園、びん
		沼自然公園など)
		・市民文化会館、交流センター2館開館
		・市内全小中学校の耐震化完了



・市民参加・協働のまちづくりの推進(自 治基本条例や市民投票条例の制定)

第2節 新たな課題に向かって

少子・高齢化の進展や人口減少社会の到来に対応するため、子育て支援や介護予防施策の充実を図るとともに、景気の低迷や厳しい雇用環境を踏まえて、産業振興など地域の活性化を推進するなど、本市の魅力的なまちづくりを進めていく必要があります。

また、地球規模の環境問題が深刻化する中で、地球温暖化対策や資源循環型社会への対応が求められています。

地方分権のさらなる進展により、地方自治体の役割は益々重要になってくることが想定されます。また、市民ニーズや地域課題も年々多様化・複雑化していることから、様々な行政課題に対応できる質の高い行政運営に取り組んでいく必要があります

このため、財政の健全化を推進しながら、公共サービスのあり方や担い手の見直し、市民・団体などと行政が連携する市民参加・協働の推進、民間活力の活用など様々な手法を活用し、必要な施策の充実を図っていく必要があります。

第3節 第5次基本構想の役割

第5次基本構想は、本市の自然や歴史・文化を活かすとともに、市民参加・協働の取組みの成果と経験を踏まえながら、これまで以上に、市民や地域がまちづくりの主体となり、行政との連携を進めることで、活気にあふれ、誰もが安心して暮らせる「住み続けたい、住んでみたいまち」を創っていくための長期的な指針として策定するものです。

本構想は、中期計画としての5か年(または4か年)の基本計画と、毎年 見直しをする短期計画としての3か年の実施計画とあわせて第5次総合計画 を構成します。

第4節 市民参加による計画策定

計画の策定にあたっては、平成 16 年に策定した自治基本条例に基づき、市 民とともに考え、ともに創りあげることを目指して進めてきました。

このため、市民意識調査や市民参加による基本構想審議会の開催のほか、 公募を含む 40 人の市民委員からなる基本構想策定ふじみ市民会議において、 協議・検討してきました。また、策定過程において、幅広く市民の意見を反 映するため、地域別懇談会 (7 会場・214 人参加)、分野別懇談会 (3 分野・105 人参加)を開催しました。

さらに、子どもたちの目線からの意見を求めて、中学生未来会議(5中学・ 16人参加)を開催しました。

第5節 計画の構成と期間

- 基本構想 将来都市像と基本目標、その実現のための施策の大綱を定めた もので、計画期間は平成23年度から平成32年度までの10年間 です。
- 基本計画 基本構想を実現するため具体的な施策を体系的に定めたもので、 前期・中期各 5 年間、後期 4 年間の計画です。前期・中期計画 のそれぞれ 3 年目に見直しを行います。
- 実施計画 基本計画で定めた個々の施策を財政状況や社会情勢を考慮して 実施する3年間の短期計画です(財政見通しや事業の進捗状況 などにより、毎年度計画を点検し、見直しを行います)。

《計画の構成と期間》

